第千三百四十八号

平成十五年

曜

2 1

主伐に係る伐採種を定めない

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

一月九日 木 日

山梨県告示第四号

え置いて縦覧に供する。)

(「次のとおり」は、省略し、

その図面及び関係書類を山梨県庁及び鰍沢町役場に備

次のとおりとする。

目

次

示

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成十五年一月九日

六

七 七

保安林の所在場所

山梨県知事 天

建

つのぞき四七八九、四七八九内一、アゲ四八〇三の六 音四七八三の九、四七八三乙、四七八四、四七八四内一、四七八五から四七八七まで、 七八〇内一、四七八二の一、四七八三の一、字中音四七八三の四、四七八三の五、中 三五〇の一、五三五〇の二、八町山五八八九の一七五、鰍沢町十谷中音四七八〇、四 の一、五一三二、五一三五、五一三七の一、荻畑五二三五の三、五二三八、平清水五 の一、五七二三の二、南巨摩郡増穂町小室宮ヶ尾五一二五の一、五一二七、五一二八 六七〇、五六七四、五六七九、五七〇九、五七一〇、五七一四、五七一五、五七二三 五三、字風張五六五九から五六六一まで、五六六三から五六六五まで、五六六八、五 七、五六三二の一、五六三二の六、五六三七、五六三八、五六四一、五六五二、五六 西八代郡市川大門町黒沢字川鳥五六〇〇の一、黒澤字川鳥五六〇六、字小入五六〇

## 二 指定の目的

Ξ 指定施業要件

水源のかん養

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種を定めない
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

#### 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について........ 特定非営利活動法人の設立の認証申請 ( 二件 ) ........ 公聴会の実施...... 建築基準法に基づく道路位置指定......

#### 公安委員会

遊技機の型式の検定 八

#### 告

示

# 山梨県告示第三号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成十五年一月九日

山梨県知事 天

野

建

五三九の乙、四五四〇から四五四三まで、四五四六、岡松四八二一の一、字岡松四八 保安林の所在場所 南巨摩郡鰍沢町十谷小管四五二六から四五二九まで、四五三四、金畑四五三九、四

||| の二から四八二||の五まで、伊良場沢四八四七の

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

公 報 第千三百四十八号 平成十五年一月九日

Щ

梨

県

次のとおりとする。

え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備

### 山梨県告示第五号

に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野

建

路 道路の種類 線 名 県道

四日市場上野原線

Ξ 道路の区域

先まで	耶留『火山村早川河一○八二 1番の一から	区間
新	旧	の旧別新
三〇・〇 五 五 五	三六・〇	(メートル)
 四 五	二 四 · 五	(メートル)

## 山梨県告示第六号

設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野

建

道路の種類 県道

路 線 名 韮崎櫛形豊富線

Ξ 道路の区域

— l	正奇市青虹リ大字青木字山田ニ六丘三番の防敷地先から、「防敷地先から」「正崎市清哲町大字折居字八森桐沢川左岸堤	区
新	旧	の旧別新
三	七・〇五・六	(メートル)
九五・〇	九五・〇	(メートル)

## 山梨県告示第七号

域振興局大月建設部において、 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧 次のとおり道

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野

建

Ξ = 道路の区域

路線 道路の種類

名

梁川猿橋線

県道

一地先まで	大月市袁喬叮大字袁喬字城洛一三七七番の地先から 地先から 大月市猿橋町大字藤崎字水舟五七一番の一	区間
新	旧	の旧別新
\\\ -\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	四·八 九·〇	(メートル)
八三・〇	八三・〇	(メートル)

## 山梨県告示第八号

設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野

建

路 道路の種類 線 名 四号 般国道

Ξ 道路の区域

番の三四四地先まで北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の三四地先から番の三四地先から北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五 X 間 旧 の旧 新 新 三 三 八 〇 (メートル) 敷地の幅員 二七〇・〇 二七〇・〇 (メー・ 延 ト ル 長

## 山梨県告示第九号

域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 に供する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十五年一月九日

山梨県知事 天

野

建

道路の種類 一般国道

Ξ 道路の区域

路

線

名

四三号

までまる。までは、これで見がノブナーをのですが	阿が留が道志寸字唐代してしたので也にから、南部留郡道志村字神地八九八八番の四地先南都留郡道志村字神地八九八八番の四地先	区間
新	旧	の旧別新
三 三 三 · 六	八.四九.〇	(メートル) 敷地の幅員
	1110.0	(メートル)

Ξ

道路の区域

線

名

甲府精進湖線

道路の種類

県道

### 山梨県告示第十号

Щ

梨

県

公

報

第千三百四十八号

平成十五年一月九日

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

> 川建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。 平成十五年一月九日 その関係図面は、 山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市

天

野

建

山梨県知事

線 名 四尾連湖公園線

道路の種類

県道

Ξ 道路の区域

		区
新	旧	の旧別新
- - - - - - - - -	∴ = - - - - - - - - - - - - - - - -	(メートル)
二六・〇	四二六・〇	(メートル)

## 山梨県告示第十一号

川建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 平成十五年一月九日 次のとおり道

天 野

建

山梨県知事

四番の一地先まで四番の一地先まで	西人代称になっ 色寸大字 古閣字栗原ニニュー四番の一地先から 四番の一地先から 西八代郡上九一色村大字古関字栗原二四九	区間
新	旧	の旧別新
六 二 九 三 九	三 一 五 三 三	(メートル)
三七一・〇	三七一・〇	(メートル)

## 山梨県告示第十二号

に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十五年一月九日

道路の種類

山梨県知事

天

野

建

路 線 名 河口湖富士線

Ξ 道路の区域

	の一地先までの一地先まで	南郎留郎河口朋丁で 哈津を ててこれし香  番の三地先から   南都留郡河口湖町大字小立字嶋原一二二二  旧	区
	新	旧	の旧別新
±. -9 -	一六・〇五~ 一三五・〇	一六・〇五~	(メートル) 敷地の幅員
七九〇・〇	三五・〇	三五・〇	(メートル)

## 山梨県告示第十三号

延建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十五年一月九日

山梨県知事

天 野

建

県道	種道類路の
線釜の	路
5口塩	線
沪	名
南巨摩郡南部町大字成島字竹の花三七八番の三地先から南巨摩郡南部町大字成島字竹の南	区間
七四・〇	(メートル) 長
一 月 成 十 五 年	期日開始の

花三七三番の一地先まで

# 山梨県告示第十四号

延建設部において、この告示の日から平成十五年一月三十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 平成十五年一月九日 次のとおり道

山梨県知事 天

野

建

県道	種道類路の
公南	路
公園線 開アルプス	線
ź	名
七六七番の一地先まで南巨摩郡早川町大字高住字生山宮五番の一地先から三五番の一地先から南巨摩郡早川町大字雨畑字蕨平南巨摩郡早川町大字雨畑字蕨平	区間
国〇・〇	(メートル) 長
二月三日平成十五年	期日 開始の

# 山梨県告示第十五号

縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成十五年一月九日

道路の位置

山梨県知事

天

野

建

東八代郡御坂町成田字河内田一〇二九番二、一〇二九番五、一〇二九番六、 〇番二、一〇三〇番三、一〇三四番二、一〇三五番五、及び一〇三五番七 \_ O =

道路の幅員

最大 四・〇四メートル

最小

四・〇一メートル

Ξ 道路の延長

三十四・五一メートル

#### 告

公

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野

建

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

申請のあった年月日 平成十四年十二月十三日

びにその定款に記載された目的

名称 特定非営利活動法人 ワーカーズおへそ

2 代表者の氏名 五十嵐有子

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡白根町飯野三千四百五十六番地

4 定款に記載された目的

発事業等を行い、地域の活性化を図り、豊かな共生社会の創造に寄与することを目 この法人は、環境に関する啓発と遊休品のリサイクル事業、安全な食の提供と啓

Ξ 縦覧期間 平成十四年十二月十三日から平成十五年二月十二日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十五年一月九日

山梨県知事 天 野

建

申請のあった年月日
平成十四年十二月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

名称 特定非営利活動法人 健康の駅やまなし

2 代表者の氏名 五十嵐有子

3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡櫛形町小笠原千七十七番地の八

4 定款に記載された目的

保健・医療・福祉・環境・文化等の各分野にわたっての安全性・安心感・信頼感を 与える情報及び技術の提供並びに相談にかかる事業を行い、 当法人は、山梨において、安全・安心・信頼の社会づくりを目指して、健康をテ マにした地域のサロン、交流拠点施設 (「健康の駅」という。) の運営を中心に、 もって社会全体の利益

の増進に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成十四年十二月十九日から平成十五年二月十八日まで

Ξ

公聴会の実施

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、 次のとおり公

聴会を開催する。

平成十五年一月九日

天

建

開 催 日 平成十五年二月七日 (金)午後一時三十分

=場 中巨摩郡竜王町篠原二六一〇番地一二 竜王町立図書館

Ξ 事 の 概 甲府都市計画区域における竜王駅前通線の都市計画の変更につ

兀 意見書の提出期限 平成十五年一月十五日 (水)午前九時から同月三十一日 (金) 午後五時まで

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成十五年一月九日

天 野

山梨県知事

建

七二の一七九、三九七二の一八〇、三九七二の一八一、三九七二の一八二、三九七二 二の一三、三九七二の一四、三九七二の五四、三九七二の一〇一の一部、三九七二の 〇四、三九七二の二〇五、三九七二の二〇六、三九七二の二〇七、三九七二の二〇八、 の二〇〇、三九七二の二〇一、三九七二の二〇二、三九七二の二〇三、三九七二の二 七二の一九六、三九七二の一九七、三九七二の一九八、三九七二の一九九、三九七二 三九七二の一九二、三九七二の一九三、三九七二の一九四、三九七二の一九五、三九 八七、三九七二の一八八、三九七二の一八九、三九七二の一九〇、三九七二の一九一、 の一八三、三九七二の一八四、三九七二の一八五、三九七二の一八六、三九七二の一 三九七二の一七五、三九七二の一七六、三九七二の一七七、三九七二の一七八、三九 七〇、三九七二の一七一、三九七二の一七二、三九七二の一七三、三九七二の一七四、 の一六六、三九七二の一六七、三九七二の一六八、三九七二の一六九、三九七二の一 | | | | の| 部、三九七二の| 六三、三九七二の| 六四、三九七二の| 六五、三九七二 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北巨摩郡武川村柳沢字大平三九七二の六、三九七二の七、三九七二の一一、三九七

Щ

梨

Щ

三九七二の二二六、三九七二の二二七及び三九七六の一部 二一、三九七二の二二二、三九七二の二二三、三九七二の二二四、三九七二の二二五 の二一七、三九七二の二一八、三九七二の二一九、三九七二の二二〇、三九七二の二 七二の二一三、三九七二の二一四、三九七二の二一五、三九七二の二一六、三九七二 三九七二の二〇九、三九七二の二一〇、三九七二の二一一、三九七二の二一二、三九

一 公共施設の種類、 位置及び区域

ご消緑公水道 み火 置栓地園路路 場	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

村役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、 その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び武川

 $\equiv$ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市湯田二丁目二十番十九号 有限会社 イマイ企画 代表取締役 今井敏之

# 公安委員会

遊技機の型式の検定

規定により公示する。 四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 同規則第九条第 項の

なお、検定の有効期間は、 平成十八年一月八日までとする。

平成十五年一月九日

山梨県公安委員会

がルコ株式会社

代表取締役

二号 (別表第規則第六条第回胴式遊技機

0 バマ ージ ッ 3 ク

式会社株

四〇四八四

二番一三号佐藤ビル二階東京都台東区東上野一丁目

がルコ株式会社 会木暢晃

代表取締役

二号 (別表第規則第六条第回胴式遊技機

ラルドー 30

式会社株

一四〇四二九

3

二番一三号佐藤ビル二階東京都台東区東上野一丁目

五

員 長 吉 臭 信

委

型 式 の 概

要

ドディ 代表取締役 梅村義株式会社サンセイアールアン

機ぱちんこ遊技

ラッチャ

サンセイ

二〇〇六九七

二番一三号佐藤ビル二階 東京都台東区東上野一丁目一 鈴木暢晃 ベルコ株式会社 代表取締役	二五番地 二五番地 一大表取締役 佐藤英理子 代表取締役 佐藤英理子 タイヨー エレック株式会社	〇一四番地の八 円間 中島潤 代表取締役	三丁目五六番地 三丁目五六番地	申請者氏名又は名称及び住所
五) 二号 (別表第 規則第六条第	動役物 ぱちんこ遊技 機 のこ 遊技	動役物 ぱちんこ遊技 機 の こ 遊技	動役物 開門	及び区分 (対) 対
ラエ ルドー	7 イ C L ア R ンジ ト ヤ	ン I C Y パ R V I・ マス	す ザ リざ ん	型 式 名
式会社株	株 エ タイ ヌ タイ ヨー 社 ク	平株 和式 会 社	ンニ株 ュ式 ー ギ社	業は製 者輸造 名入又
	二 〇 〇 八 二 九	二〇〇八五五	二 〇 八 四	検定番号

山 梨 県 公 報 第千三百四十八号 平成十五年一月九日

町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井役 永野裕豊 代表取締	町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井役 永野裕豊 代表取締	町三丁目一二番地愛知県名古屋市中村区長戸井役 永野裕豊	丁目一一番一三号 愛知県名古屋市中区丸の内二 愛知県名古屋市中区丸の内二 ドディ 代表取締役 梅村義 ドディ 代表取締役 梅村義	丁目一一番一三号 愛知県名古屋市中区丸の内二 愛知県名古屋市中区丸の内二 ドディ 代表取締役 梅村義 ドディ 代表取締役 梅村義	丁目一一番一三号愛知県名古屋市中区丸の内二
は (ま) 1 (ま) 1 (も) 1 ( ( も) 1 ( も)	動役物第二人の はちんこ遊技機 はちんこ遊技	動役物 第二分 (別表別)第二種特別 (別表別)第六条第	動役物 第二分 (別表別)第二種特別 (別表別)第六条第 (別表	動役物 第二分 (別表別)第二種特別 (別表別)第六条第 (別表	動役物 第一種特別電 制調第六条第
V プ C キ R ンパ グン	M プ C キ R ンパ グン	F プ C キ R ンパ グン	ンプ C グル R ス ウィリ	ンプ C グル R スウト F ィリ	V マ ン ボ M
株 豊 式 会 社 業	株豊 式丸産 社業	株豊 式会 社業	ン サ 株 ド ル セ 会 イ ア イ 社	ンアサ株 ドーン式 デルセ会 ィアイ社	ンド ド ディア
二〇〇八五七		= 00 1		二00八六	
	V プキング 株式会社 き 社	第一種特別電	第二十分 株式会社 () 1 () 1 () 1 () 1 () 2 () 2 () 2 () 3 () 4 () 4 () 5 () 6 () 7 () 7 () 8 () 7 () 7 () 8 () 7 () 7	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	対

T + 42 !!	) my	) 777 Lii
番一〇号東京都渋谷区渋谷三丁目二九役「寳田久治と 代表取締株式会社ダイドー 代表取締	六〇番地	六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 毒島秀行 株式会社三共 代表取締役
五) 二号 (別表第 規則第六条第 回胴式遊技機	動役物 第二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	動役物 機 ( 別表 ) 一号イ ( 別表 ) 用頭 ( 別表 ) 用頭 ( 別表 ) また ( 別本 ) ま
大ヤマト	X ワン   C フダバ R ル     フ 」パワィ	X ワン   C フダバ R ル     フ F パワィ
ダイドー	三株 共 会 社	三株共会社
二四〇七八三	100七1四	100七四三

発行者	山梨県
山梨	県公報
県 甲府市丸の内	第千三百四十八号
甲府市丸の内一丁目六番一号	5 平成十五年一月九日
印	月九日
印刷所 ㈱サンニチ印刷	
甲府市北	
口二丁目六番	
	<u> </u>